

朝霞市条例第 1 4 号

朝霞市手数料徴収条例の一部を改正する条例

朝霞市手数料徴収条例（平成 1 2 年朝霞市条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 5 7 の項中

「	1 住民票の写しの交付	1 通につき 2 0 0 円	」を
「	1 住民票の写しの交付	1 通につき 2 0 0 円（地方公共団体情報システム機構によるコンビニエンスストア等における証明書等の自動交付（以下「コンビニ交付」という。）による交付の場合にあっては、1 通につき 1 0 0 円）	」に、
「	8 印鑑に関する証明	1 通につき 2 0 0 円	」を
「	8 印鑑に関する証明	1 通につき 2 0 0 円（コンビニ交付による交付の場合にあっては、1 通につき 1 0 0 円）	」に、
「	1 0 公課に関する証明	1 通につき 2 0 0 円	」を
「	1 0 公課に関する証明	1 通につき 2 0 0 円（コンビニ交付による交付の場合にあっては、1 通につき 1 0 0 円）	」に

改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。